

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年11月10日（平成29年（行情）諮問第436号）

答申日：平成30年2月28日（平成29年度（行情）答申第488号）

事件名：「私有パソコン等保有状況等調査（個人用）」に関する文書の開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「私有パソコン等保有状況等調査（個人用）」及びこれに係る全ての行政文書（原議書を含む）（これを隊員に記入させている根拠など）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「特定部隊の情報保証について（通達）（特定文書番号。26.7.11）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、取り消すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月18日付け防官文第14620号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、正当な行政文書の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると次のとおりである。

本件開示請求「『私有パソコン等保有状況等調査（個人用）』及びこれに係る全ての行政文書（原議書を含む）（これを隊員に記入させている根拠など）」に対し、原処分で本件対象文書を開示した。

しかし、本件開示請求に対し、「特定部隊」の行政文書を開示決定する正当な理由がない。

原処分は、法にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、「私有パソコン等保有状況等調査（個人用）」（以下「先行開示文書」という。）及び本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用して、平成27年9月18日まで開示決定等の期限を延長し、まず、同年8月7日付け防官文第12404号により、先行開示文書について開示決定を行った後、同年9月18日付け防官文第14620号により、本件対象文書について、開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

## 2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「本件開示請求に対し、「特定部隊」の行政文書を開示決定する正当な理由がない。また、原処分は、法にある開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。」と主張するが、本件開示請求書の件名では、行政文書を特定するための記述が不十分であったため、開示請求者に対して、請求内容に「特定部隊保有分」と追記し、回答がない場合においては、「特定部隊で作成された行政文書」を特定することについて補正を求めたところ、開示請求者からの回答がなかったため、本件対象文書を特定し、開示決定を行ったものである。よって異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月15日 審議
- ④ 同月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、法11条を適用し、先行開示文書を開示する旨の開示決定をした後、求補正の手続を経た上で、特定部隊が作成した本件対象文書を特定し、開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、特定部隊の行政文書を開示決定する正当な理由がない旨主張しており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

#### (1) 形式上の不備について

ア 諮問庁は、上記第3の2において、本件行政文書開示請求書の件名では、行政文書を特定するための記述が不十分である旨説明するので、この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 「私有パソコン等保有状況等調査」（以下「本件調査」とい

う。)は、防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年9月20日防衛省訓令第160号)及び「防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)」(平成19年9月20日防運情第9248号)に基づき、防衛省・自衛隊の全部隊等に対して実施されていることから、本件請求文書は、防衛省・自衛隊の全部隊等が所在する各地に点在する本件調査に係る原議書を含む行政文書となり、その量は膨大なものである。

(イ)したがって、本件請求文書に係る行政文書開示請求書の記載では、対象となる行政文書を特定することができず、本件開示請求には形式上の不備があることから、これを補正することが必要であった。

イ 諮問庁から、「防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)」の提示を受けて確認したところ、本件調査が防衛省・自衛隊の全部隊等を対象としていることについては、諮問庁の上記ア(ア)の説明のとおりであった。

そうすると、本件請求文書には、防衛省・自衛隊の全部隊等を対象としている本件調査に係る全ての行政文書が該当するところ、本件開示請求に係る行政文書開示請求書の記載は、開示を求める文書について、本件調査の調査票に関連する全ての行政文書と記載され、いかなる文書の開示を求めるのかを識別し得る事項が全く示されていないことから、本件開示請求は、請求の対象となる文書の特定が不十分であるといわざるを得ず、これを特定するに足りる補正がされない限り、形式上の不備があると認められる。

## (2) 求補正の手続の妥当性について

ア 諮問庁は、上記第3の2のとおり、請求内容についての補正を求めたところ、開示請求者からの回答がなかったため、本件対象文書を特定した旨説明するので、この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア)本件開示請求に係る補正については、平成27年9月10日付け文書(以下「補正依頼書」という。)により、開示請求者に対して、同月15日を期限として、本件開示請求に係る行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の内容に「特定部隊保有分」と追記することについての確認を求め、さらに、当該依頼に対する回答がない場合においては「特定部隊で作成された行政文書」を請求したものとして開示決定等の作業を進める旨伝達した。

請求内容に「特定部隊保有分」と追記することを確認したことについては、開示請求者(異議申立人)が、過去に自身が所属する特定部隊が保有する行政文書の開示請求を行っていたことから、本件

開示請求においても特定部隊保有分の行政文書を求めているか確認するために行ったものである。

(イ) 補正依頼書に対する開示請求者からの回答はなかったが、処分庁では、開示可能な文書を開示することが開示請求者の利益になるものと判断し、補正依頼書で伝達したとおり、本件対象文書を特定した上で、原処分を行った。

イ 諮問庁から、補正依頼書の提示を受けて確認したところ、求補正の経緯等の詳細は、諮問庁の上記ア（ア）の説明のとおりであると認められる。

当該補正依頼書で示された補正期間は、当該補正依頼書に記載された作成日付から数えて、休日2日間を含め僅か5日間にすぎず、処分庁はこのような求補正を1回のみ行ったにすぎない。

上記（1）の形式上の不備の内容に照らし、処分庁が、開示請求者に対して設定した上記の補正期間は「相当の期間」（法4条2項）とは認められない。

したがって、処分庁が、開示請求者に対して、短期間の補正期間を設定した上で求補正を行い、これに対する回答がないことをもって、本件対象文書を特定して行った原処分は、原処分に係る求補正の手続が法4条2項に違反するものといわざるを得ないから、原処分を取り消すとともに、開示請求者に対し、相当な期間を定めた上で、補正の参考となる情報を提供するなどして開示請求する行政文書の名称等について補正を求め、適切に補正がされた場合には、改めて文書の特定を行い、開示、不開示を判断の上で、開示決定等をすべきである。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、求補正の手続に法4条2項の違反がある違法なものであるから、取り消すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子